

平成25年11月19日

【照会先】

広島労働局職業安定部職業対策課

課長 平岡富士男

地方障害者雇用担当官 田辺 克也

(代表電話) 082 (502) 7832

(FAX) 082 (502) 7835

## 平成25年 障害者雇用状況の集計結果

(平成25年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等に、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告することを求めている。

広島労働局では、今般、広島県内に本社のある民間企業の事業主等及び地方公共団体等から提出された平成25年6月1日現在の障害者雇用状況の報告を集計し、その結果を取りまとめた。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されている。（民間企業の場合は1.8%→2.0%）。

### －結果の概要－

#### 【民間企業（法定雇用率2.0%）】

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
  - ・雇用障害者数は8,232.0人で、対前年4.4%（344.0人）増加し、10年連続で前年を上回った。
  - ・実雇用率は1.84%、対前年比0.06ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合は44.2%（前年比4.3ポイント低下）

#### 【公的機関（同2.3%、都道府県などの教育委員会は2.2%）】※（ ）は前年の値

- 2.3%の法定雇用率が適用される機関
  - ・雇用障害者数 861.0人（839.5人）、実雇用率 2.36%（2.30%）
- 2.2%の法定雇用率が適用される機関
  - ・雇用障害者数 226.0人（232.0人）、実雇用率 2.04%（2.08%）

#### 【独立行政法人（同2.3%）】※（ ）は前年の値

- ・雇用障害者数 13.0人（11.0人）、実雇用率 1.83%（1.65%）

## 1 民間企業における状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率及び法定雇用率達成企業割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は8,232.0人で、前年より4.4%（344.0人）増加した。
- ・ 雇用障害者のうち、身体障害者は5,520.0人（前年度比+3.6%）、知的障害者は2,130.5人（前年度比+2.8%）、精神障害者は581.5人（前年度比+19.3%であった。
- ・ 実雇用率は1.84%（前年は1.78%）、法定雇用率達成企業の割合は44.2%（前年は48.5%）であった。  
なお、法定雇用率未達成企業1,120社のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は648社で、未達成企業全体の57.9%を占めている。  
（別紙1、別紙2、別紙3参照）

### ○ 企業規模別状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった50人～56人未満規模企業では146.0人、56人～100人未満規模企業で878.0人、100人～300人未満で1,868.0人、300人～500人未満で1,024.0人、500人～1,000人未満で1,061.5人、1,000人以上で3,254.5人であった。
- ・ 実雇用率は、従前から報告対象であった全ての規模区分で前年より上回った。  
また、民間企業全体の実雇用率1.84%と比較すると、300人～500人未満規模企業（2.00%）、500人～1,000人未満（1.87%）及び1,000人以上（2.23%）で上回り、56人～100人未満（1.38%）及び100人～300人未満（1.57%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50人～56人未満規模企業が42.9%、56人～100人未満規模企業が48.6%、100人～300人未満が42.8%、300人～500人未満が36.1%、500人～1,000人未満が34.6%、1,000人以上が31.4%であった。  
（別紙1参照）

### ○ 産業別状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「卸売業、小売業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」以外の業種で前年よりも増加した。
- ・ 実雇用率は、製造業（2.11%）、医療、福祉（2.21%）及び生活関連サービス業、娯楽業（2.93%）では法定雇用率を上回っている。  
（別紙1参照）

## 2 公的機関における状況

- 2.3%の法定雇用率が適用される機関に在職している障害者の数は861.0人で、前年より2.6%（21.5人）増加し、実雇用率は2.36%で前年から0.06%上昇した。（前年は2.30%）。  
また、雇用率達成機関割合では、前年から3.2%ポイント減少し、90.6%となった（前年は93.8%）。

【未達成機関】3機関（平成25年6月1日現在）

庄原市、大竹市、安芸太田町病院事業  
（別紙1、別紙4、別紙5参照）

- 2.2%の法定雇用率が適用される県の教育委員会に在職している障害者の数は226.0

人で、前年より 2.6% (6.0 人) 減少し、実雇用率は、2.04%で前年から 0.04%ポイント減少した (前年は 2.08%)。

【未達成機関】 1 機関 (平成 25 年 6 月 1 日現在)  
広島県教育委員会  
(別紙 1、別紙 4、別紙 5 参照)

### 3 独立行政法人における状況

○ 独立行政法人 (法定雇用率 2.3%) に在職している障害者の数は 13.0 人で、前年より 18.2% (2.0 人) 増加し、実雇用率は、1.83%で前年から 0.18%ポイント増加した。(前年は 1.65%)

【未達成機関】 1 機関 (平成 25 年 6 月 1 日現在)  
府中市病院機構  
(別紙 5 参照)

(注) 障害者の数については、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上 1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上 1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントしている。

## 参 考

### 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 46 号) が成立し、平成 25 年 6 月から段階的に施行されています。

○ 改正のポイント

#### ① 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応 (平成 28 年 4 月 1 日施行)

##### (1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

##### (2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。

ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること。
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること。

→ (1) (2) については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

##### (3) 苦情処理・紛争解決援助

・ 事業主に対して、(1) (2) に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。

・ (1) (2) に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例 (紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等) を整備。

#### ② 法定雇用率の算定基礎の見直し (平成 30 年 4 月 1 日施行)

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行 (H30) 後 5 年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

#### ③ 障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる (平成 25 年 6 月 19 日施行)

## 障害者の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成25年6月1日現在)

## 1 民間企業における障害者の雇用状況

区分	企業数	算定基礎 労働者数	雇 用 状 況				実雇用率	雇用率達 成企業数	雇用率達成 企業割合	
			A 重度 障害者数	B A以外 の障害者数	C 重度以外 の短時間の 障害者数	D 合 計 A×2+B +C×0.5				
	社	人	人	人	人	人	%	企業	%	
企 業 計	2,007 (1,820)	446,210.0 (442,453.0)	1,806 (1,778)	4,240 (4,030)	760 (604)	8,232.0 (7,888.0)	1.84 (1.78)	887 (882)	44.2 (48.5)	
規 模 別	50人～ 56人未満	182 (—)	9,578.0 (—)	28 (—)	83 (—)	14 (—)	146.0 (—)	1.52 (—)	78 (—)	42.9 (—)
	56人～ 100人未満	856 (834)	63,582.0 (62,163.0)	170 (164)	492 (485)	92 (73)	878.0 (849.5)	1.38 (1.37)	416 (404)	48.6 (48.4)
	100人～ 300人未満	704 (722)	118,733.5 (120,051.5)	368 (360)	1,015 (961)	234 (207)	1,868.0 (1,784.5)	1.57 (1.49)	301 (360)	42.8 (49.9)
	300人～ 500人未満	133 (131)	51,259.5 (50,520.0)	218 (213)	563 (501)	50 (47)	1,024.0 (950.5)	2.00 (1.88)	48 (52)	36.1 (39.7)
	500人～ 1,000人未満	81 (86)	56,913.0 (61,063.0)	235 (231)	563 (583)	57 (59)	1,061.5 (1,074.5)	1.87 (1.76)	28 (39)	34.6 (45.3)
	1,000人以上	51 (47)	146,144.0 (148,655.5)	787 (810)	1,524 (1,500)	313 (218)	3,254.5 (3,229.0)	2.23 (2.17)	16 (27)	31.4 (57.4)
産 業 別	建設業	63 (55)	11,797.0 (11,241.5)	47 (42)	99 (88)	1 (1)	193.5 (172.5)	1.64 (1.53)	33 (27)	52.4 (49.1)
	製造業	542 (502)	133,253.0 (132,497.5)	801 (799)	1,176 (1,127)	76 (58)	2,816.0 (2,754.0)	2.11 (2.08)	274 (283)	50.6 (56.4)
	情報通信業	42 (43)	8,664.0 (8,466.5)	55 (54)	55 (56)	2 (0)	166.0 (164.0)	1.92 (1.94)	10 (15)	23.8 (34.9)
	運輸業、郵便業	155 (136)	33,953.0 (33,050.5)	82 (73)	341 (329)	62 (71)	536.0 (510.5)	1.58 (1.54)	68 (70)	43.9 (51.5)
	卸売業、小売業	346 (310)	101,287.5 (105,654.5)	236 (259)	963 (973)	289 (192)	1,579.5 (1,587.0)	1.56 (1.50)	122 (124)	35.3 (40.0)
	金融業、保険業、不動 産業、物品賃貸業	59 (57)	20,277.5 (20,355.0)	77 (69)	151 (153)	26 (20)	318.0 (301.0)	1.57 (1.48)	19 (26)	32.2 (45.6)
	宿泊業、 飲食サービス業	47 (43)	6,207.0 (6,014.0)	12 (13)	34 (28)	17 (11)	66.5 (59.5)	1.07 (0.99)	16 (13)	34.0 (30.2)
	医療、福祉	381 (345)	55,921.5 (52,091.0)	225 (209)	703 (592)	168 (151)	1,237.0 (1,085.5)	2.21 (2.08)	194 (185)	50.9 (53.6)
	教育、学習支援業	44 (43)	5,924.5 (5,903.5)	21 (19)	34 (34)	2 (2)	77.0 (73.0)	1.30 (1.24)	17 (17)	38.6 (39.5)
	複合サービス業	19 (16)	7,475.0 (7,393.0)	29 (29)	71 (65)	8 (6)	133.0 (126.0)	1.78 (1.70)	8 (9)	42.1 (56.3)
	サービス業	175 (156)	31,419.0 (30,796.0)	88 (80)	286 (259)	89 (80)	506.5 (459.0)	1.61 (1.49)	76 (65)	43.4 (41.7)
	学術研究、専門・ 技術サービス業	60 (52)	10,037.5 (9,418.0)	37 (34)	65 (62)	3 (1)	140.5 (130.5)	1.40 (1.39)	21 (24)	35.0 (46.2)
	生活関連サービス業、 娯楽業	58 (49)	7,220.5 (6,879.0)	36 (42)	133 (138)	13 (10)	211.5 (227.0)	2.93 (3.30)	21 (16)	36.2 (32.7)
	その他	16 (13)	12,773.0 (12,693.0)	60 (56)	129 (126)	4 (1)	251.0 (238.5)	1.97 (1.88)	8 (8)	50.0 (61.5)

- (注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。  
2 障害者の数のA欄「重度障害者数」には、精神障害者の数及び短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者の数は含まれていない。精神障害者の数及び短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。  
3 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の重度以外の短時間の障害者数は、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。  
4 ( )内は前年の数値である。

## 2 公的機関における障害者の雇用状況

区分	機関数	職員数 (除外職員等を除く)	障 害 者 の 数				実雇用率	雇用率達 成機関数	雇用率達成 機関割合
			A 重度 障害者数	B A以外 の障害者数	C 重度以外 の短時間の 障害者数	D 合 計 A×2+B +C×0.5			
	機関	人	人	人	人	%	機関	%	
2.3%が適用される機関	32 (32)	36,419.0 (36,518.0)	207 (207)	416 (394)	62 (63)	861.0 (839.5)	2.36 (2.30)	29 (30)	90.6 (93.8)
2.2%が適用される機関	1 (1)	11,091.0 (11,163.0)	36 (41)	154 (150)	0 (0)	226.0 (232.0)	2.04 (2.08)	0 (1)	0.0 (100.0)

- (注) 1 法定雇用率2.2%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。  
それ以外の機関は、法定雇用率2.3%が適用される。

2 ( )内は、前年の数値である。

## 障害種別の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成25年6月1日現在)

## 民間企業における障害種別雇用状況

区分	障害者の数 人	身体障害者の数				知的障害者の数				精神障害者の数			
		A 重度障害者数 人	B A以外の障害者数 人	C 重度以外の短時間の障害者数 人	D 合計 A×2+B+C×0.5 人	A 重度障害者数 人	B A以外の障害者数 人	C 重度以外の短時間の障害者数 人	D 合計 A×2+B+C×0.5 人	B 常用の精神障害者数 人	C 短時間の精神障害者数 人	D 合計 B+C×0.5 人	
企業計	8,232.0 (7,888.0)	1,428 (1,383)	2,525 (2,437)	278 (252)	5,520.0 (5,329.0)	378 (395)	1,222 (1,173)	305 (217)	2,130.5 (2,071.5)	493 (420)	177 (135)	581.5 (487.5)	
規模別	50人～ 56人未満	146.0 (—)	27 (—)	56 (—)	8 (—)	114.0 (—)	1 (—)	21 (—)	3 (—)	24.5 (—)	6 (—)	3 (—)	7.5 (—)
	56人～ 100人未満	878.0 (849.5)	140 (129)	340 (338)	43 (26)	641.5 (609.0)	30 (35)	116 (119)	30 (28)	191.0 (203.0)	36 (28)	19 (19)	45.5 (37.5)
	100人～ 300人未満	1,868.0 (1,784.5)	333 (319)	661 (642)	92 (94)	1,373.0 (1,327.0)	35 (41)	228 (210)	104 (76)	350.0 (330.0)	126 (109)	38 (37)	145.0 (127.5)
	300人～ 500人未満	1,024.0 (950.5)	198 (189)	322 (301)	23 (24)	729.5 (691.0)	20 (24)	168 (144)	11 (10)	213.5 (197.0)	73 (56)	16 (13)	81.0 (62.5)
	500人～ 1,000人未満	1,061.5 (1,074.5)	213 (207)	346 (358)	18 (17)	781.0 (780.5)	22 (24)	153 (162)	23 (26)	208.5 (223.0)	64 (63)	16 (16)	72.0 (71.0)
	1,000人以上	3,254.5 (3,229.0)	517 (539)	800 (798)	94 (91)	1,881.0 (1,921.5)	270 (271)	536 (538)	134 (77)	1,143.0 (1,118.5)	188 (164)	85 (50)	230.5 (189.0)
産業別	建設業	193.5 (172.5)	46 (41)	91 (79)	0 (0)	183.0 (161.0)	1 (1)	3 (2)	0 (0)	5.0 (4.0)	5 (7)	1 (1)	5.5 (7.5)
	製造業	2,816.0 (2,754.0)	544 (530)	739 (717)	38 (23)	1,846.0 (1,788.5)	257 (269)	306 (295)	32 (31)	836.0 (848.5)	131 (115)	6 (4)	134.0 (117.0)
	情報通信業	166.0 (164.0)	55 (54)	47 (49)	2 (0)	158.0 (157.0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	8 (6)	0 (0)	8.0 (6.0)
	運輸業、郵便業	536.0 (510.5)	73 (64)	229 (226)	28 (35)	389.0 (371.5)	9 (9)	84 (78)	20 (19)	112.0 (105.5)	28 (25)	14 (17)	35.0 (33.5)
	卸売業、小売業	1,579.5 (1,587.0)	202 (230)	422 (427)	83 (73)	867.5 (923.5)	34 (29)	413 (428)	119 (66)	540.5 (519.0)	128 (118)	87 (53)	171.5 (144.5)
	金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	318.0 (301.0)	75 (67)	122 (125)	15 (14)	279.5 (266.0)	2 (2)	12 (11)	4 (2)	18.0 (16.0)	17 (17)	7 (4)	20.5 (19.0)
	宿泊業、飲食サービス業	66.5 (59.5)	11 (12)	24 (18)	3 (3)	47.5 (43.5)	1 (1)	9 (8)	8 (2)	15.0 (11.0)	1 (2)	6 (6)	4.0 (5.0)
	医療、福祉	1,237.0 (1,085.5)	187 (169)	351 (320)	47 (52)	748.5 (684.0)	38 (40)	245 (197)	82 (67)	362.0 (310.5)	107 (75)	39 (32)	126.5 (91.0)
	教育、学習支援業	77.0 (73.0)	21 (19)	32 (33)	1 (0)	74.5 (71.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0.5 (0.0)	2 (1)	0 (2)	2.0 (2.0)
	複合サービス業	133.0 (126.0)	25 (25)	51 (49)	2 (0)	102.0 (99.0)	4 (4)	13 (12)	4 (4)	23.0 (22.0)	7 (4)	2 (2)	8.0 (5.0)
	サービス業	506.5 (459.0)	81 (70)	209 (190)	50 (48)	396.0 (354.0)	7 (10)	53 (45)	26 (21)	80.0 (75.5)	24 (24)	13 (11)	30.5 (29.5)
	学術研究、専門・技術サービス業	140.5 (130.5)	37 (34)	54 (53)	2 (0)	129.0 (121.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	11 (9)	1 (1)	11.5 (9.5)
	生活関連サービス業、娯楽業	211.5 (227.0)	12 (13)	37 (35)	3 (3)	62.5 (62.5)	24 (29)	84 (96)	9 (5)	136.5 (156.5)	12 (7)	1 (2)	12.5 (8.0)
	その他	251.0 (238.5)	59 (55)	117 (116)	4 (1)	237.0 (226.5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	12 (10)	0 (0)	12.0 (10.0)

- (注)1 身体障害者の数及び知的障害者の数のA欄の重度障害者数には短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者の数は含まれていない。短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。
- 2 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の重度以外の短時間の障害者数は、法律上1人を0.5人に相当するものとして合計においてカウントを行っている。
- 3 ( )内は前年の数値である。

## 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

厚生労働省広島労働局職業安定部

(平成25年6月1日現在)

区分	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数						障害者の 数が0人で ある企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 7人以下	7.5人以上		
企業計	1,120 (100.0)	714 (63.8)	219 (19.6)	99 (8.8)	38 (3.4)	35 (3.1)	15 (1.3)	648 (57.9)	
規模別	50人～ 56人未満	104 (100.0)	104 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	102 (98.1)	
	56人～ 100人未満	440 (100.0)	440 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	423 (96.1)	
	100人～ 300人未満	403 (100.0)	143 (35.5)	183 (45.4)	64 (15.9)	10 (2.5)	3 (0.7)	123 (30.5)	
	300人～ 500人未満	85 (100.0)	15 (17.6)	21 (24.7)	23 (27.1)	19 (22.4)	7 (8.2)	0 (0.0)	
	500人～ 1,000人未満	53 (100.0)	9 (17.0)	11 (20.8)	10 (18.9)	7 (13.2)	13 (24.5)	3 (5.7)	0 (0.0)
	1,000人以上	35 (100.0)	3 (8.6)	4 (11.4)	2 (5.7)	2 (5.7)	12 (34.3)	12 (34.3)	0 (0.0)
産業別	建設業	30 (100.0)	20 (66.7)	7 (23.3)	3 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	23 (76.7)
	製造業	268 (100.0)	166 (61.9)	45 (16.8)	29 (10.8)	15 (5.6)	11 (4.1)	2 (0.7)	131 (48.9)
	情報通信業	32 (100.0)	20 (62.5)	7 (21.9)	5 (15.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (43.8)
	運輸業、郵便業	87 (100.0)	61 (70.1)	17 (19.5)	2 (2.3)	1 (1.1)	2 (2.3)	4 (4.6)	60 (69.0)
	卸売業、小売業	224 (100.0)	138 (61.6)	44 (19.6)	15 (6.7)	12 (5.4)	11 (4.9)	4 (1.8)	133 (59.4)
	金融業、保険業、不動 産業、物品賃貸業	40 (100.0)	19 (47.5)	12 (30.0)	2 (5.0)	2 (5.0)	4 (10.0)	1 (2.5)	22 (55.0)
	宿泊業、 飲食サービス業	31 (100.0)	16 (51.6)	9 (29.0)	5 (16.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	21 (67.7)
	医療、福祉	187 (100.0)	126 (67.4)	34 (18.2)	18 (9.6)	6 (3.2)	1 (0.5)	2 (1.1)	104 (55.6)
	教育、学習支援業	27 (100.0)	17 (63.0)	6 (22.2)	3 (11.1)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (63.0)
	複合サービス業	11 (100.0)	6 (54.5)	2 (18.2)	2 (18.2)	0 (0.0)	1 (9.1)	0 (0.0)	3 (27.3)
	サービス業	99 (100.0)	66 (66.7)	17 (17.2)	11 (11.1)	0 (0.0)	4 (4.0)	1 (1.0)	63 (63.6)
	学術研究、専門・ 技術サービス業	39 (100.0)	25 (64.1)	10 (25.6)	2 (5.1)	1 (2.6)	1 (2.6)	0 (0.0)	22 (56.4)
	生活関連サービス業、 娯楽業	37 (100.0)	27 (73.0)	8 (21.6)	2 (5.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	29 (78.4)
	その他	8 (100.0)	7 (87.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (75.0)

(注)1 上段は企業数、下段は当該企業規模、産業別階級内における構成比。

2 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 障害者の雇用状況（全国平均との比較）

厚生労働省広島労働局職業安定部  
（平成25年6月1日現在）

## 1 民間企業における雇用状況

区 分		実雇用率(%)		達成企業の割合(%)	
		広島県	全 国	広島県	全 国
企 業 計		1.84 (1.78)	1.76 (1.69)	44.2 (48.5)	42.7 (46.8)
規 模 別	50人～56人未満	1.52 ( — )	1.57 ( — )	42.9 ( — )	35.8 ( — )
	56人～100人未満	1.38 (1.37)	1.43 (1.39)	48.6 (48.4)	46.3 (43.7)
	100人～300人未満	1.57 (1.49)	1.52 (1.44)	42.8 (49.9)	42.1 (48.5)
	300人～500人未満	2.00 (1.88)	1.68 (1.63)	36.1 (39.7)	37.3 (46.8)
	500人～1,000人未満	1.87 (1.76)	1.77 (1.70)	34.6 (45.3)	36.5 (47.1)
	1,000人以上	2.23 (2.17)	1.99 (1.90)	31.4 (57.4)	42.3 (57.5)
産 業 別	建設業	1.64 (1.53)	1.58 (1.52)	52.4 (49.1)	43.1 (47.3)
	製造業	2.11 (2.08)	1.86 (1.81)	50.6 (56.4)	50.6 (55.4)
	情報通信業	1.92 (1.94)	1.48 (1.42)	23.8 (34.9)	22.1 (27.1)
	運輸業、郵便業	1.58 (1.54)	1.82 (1.74)	43.9 (51.5)	47.9 (51.2)
	卸売業、小売業	1.56 (1.50)	1.56 (1.48)	35.3 (40.0)	31.8 (36.0)
	金融業、保険業、不動産業、物 品賃貸業	1.57 (1.48)	1.74 (1.67)	32.2 (45.6)	31.7 (37.7)
	宿泊業、 飲食サービス業	1.07 (0.99)	1.68 (1.58)	34.0 (30.2)	38.8 (40.9)
	医療、福祉	2.21 (2.08)	2.05 (1.98)	50.9 (53.6)	53.7 (56.7)
	教育、学習支援業	1.30 (1.24)	1.45 (1.42)	38.6 (39.5)	36.3 (41.5)
	複合サービス業	1.78 (1.70)	1.63 (1.59)	42.1 (56.3)	41.6 (49.2)
	サービス業	1.61 (1.49)	1.80 (1.70)	43.4 (41.7)	39.7 (43.0)
	学術研究、専門・ 技術サービス業	1.40 (1.39)	1.61 (1.50)	35.0 (46.2)	29.8 (34.3)
	生活関連サービス業、 娯楽業	2.93 (3.30)	1.98 (1.94)	36.2 (32.7)	35.9 (38.6)
	その他	1.97 (1.88)	1.91 (1.84)	50.0 (61.5)	47.4 (53.5)

(注) ( )内は、前年の数値である。

## 2 公的機関における雇用状況

区 分	実雇用率(%)	
	広島県	全 国
雇用率2.3%が適用される機関	2.36 (2.30)	2.39 (2.30)
雇用率2.2%が適用される機関	2.04 (2.08)	2.01 (1.88)

(注) 1 法定雇用率2.2%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。  
それ以外の機関は、法定雇用率2.3%が適用される。

2 ( )内は、前年の数値である。

## 公的機関の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成25年6月1日現在)

### 1 県の機関の状況 (法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	6,458.5	149.0	2.31	0.0	
広島県(知事部局・議会事務局)	5,821.0	134.0	2.30	0.0	特例認定あり(注4)
広島県警察	637.5	15.0	2.35	0.0	

### 2 市町等の機関の状況 (法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	29,960.5	712.0	2.38	3.5	
広島市	13,368.5	307.5	2.30	0.0	特例認定あり(注4)
呉市	1,532.0	48.5	3.17	0.0	特例認定あり(注4)
竹原市	226.0	7.0	3.10	0.0	
三原市	834.0	22.0	2.64	0.0	特例認定あり(注4)
尾道市	1,130.0	29.0	2.57	0.0	特例認定あり(注4)
福山市	5,210.5	119.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4)
府中市	348.0	9.0	2.59	0.0	特例認定あり(注4)
三次市	780.5	18.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
庄原市	544.0	11.0	2.02	1.0	特例認定あり(注4)(注5)
大竹市	242.0	3.0	1.24	2.0	(注6)
東広島市	1,322.0	31.0	2.34	0.0	特例認定あり(注4)
廿日市市	909.0	21.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
安芸高田市	399.5	10.0	2.50	0.0	特例認定あり(注4)
江田島市	258.5	5.0	1.93	0.0	
府中町	386.0	9.0	2.33	0.0	特例認定あり(注4)
海田町	160.0	4.0	2.50	0.0	
熊野町	162.0	8.0	4.94	0.0	
坂町	79.0	1.0	1.27	0.0	
安芸太田町	112.0	4.0	3.57	0.0	
北広島町	228.0	8.0	3.51	0.0	
大崎上島町	117.0	2.0	1.71	0.0	
世羅町	352.5	8.5	2.41	0.0	
神石高原町	161.0	3.0	1.86	0.0	
呉市上下水道局	195.0	4.0	2.05	0.0	
尾道市公立みづき総合病院	432.5	9.0	2.08	0.0	
府中市立湯が丘病院	82.0	2.0	2.44	0.0	
庄原市立西城市民病院	107.5	2.5	2.33	0.0	
安芸太田町病院事業	125.0	1.5	1.20	0.5	(注7)
北広島町豊平病院事業	51.0	1.0	1.96	0.0	
宮島競艇施行組合	105.5	3.5	3.32	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該(A)機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該(B)機関に勤務する職員を当該(A)機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 庄原市においては、11月1日現在において、障害者の数12.0人、実雇用率2.21%、不足数0.0人となっている。
- 6 大竹市においては、11月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.06%、不足数0.0人となっている。
- 7 安芸太田町病院事業においては、11月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率1.59%、不足数0.0人となっている。



### 3 県の機関の状況（法定雇用率2.2%）

区 分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
広島県教育委員会	11,091.0 (11,163.0)	226.0 (232.0)	2.04 (2.08)	18.0 (0.0)	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ( )内は、前年の数値である。

## 独立行政法人の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成25年6月1日現在)

### 独立行政法人の状況（法定雇用率2.3%）

区 分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	710.0 (668.5)	13.0 (11.0)	1.83 (1.65)	2.0 (1.0)	
県立広島大学	275.0 (268.5)	6.0 (5.0)	2.18 (1.86)	0.0 (0.0)	
広島市立大学	185.0 (189.0)	4.0 (4.0)	2.16 (2.12)	0.0 (0.0)	
尾道市立大学	63.0 (70.0)	1.0 (0.0)	1.59 (0.00)	0.0 (1.0)	
府中市病院機構	187.0 (141.0)	2.0 (2.0)	1.07 (1.42)	2.0 (0.0)	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

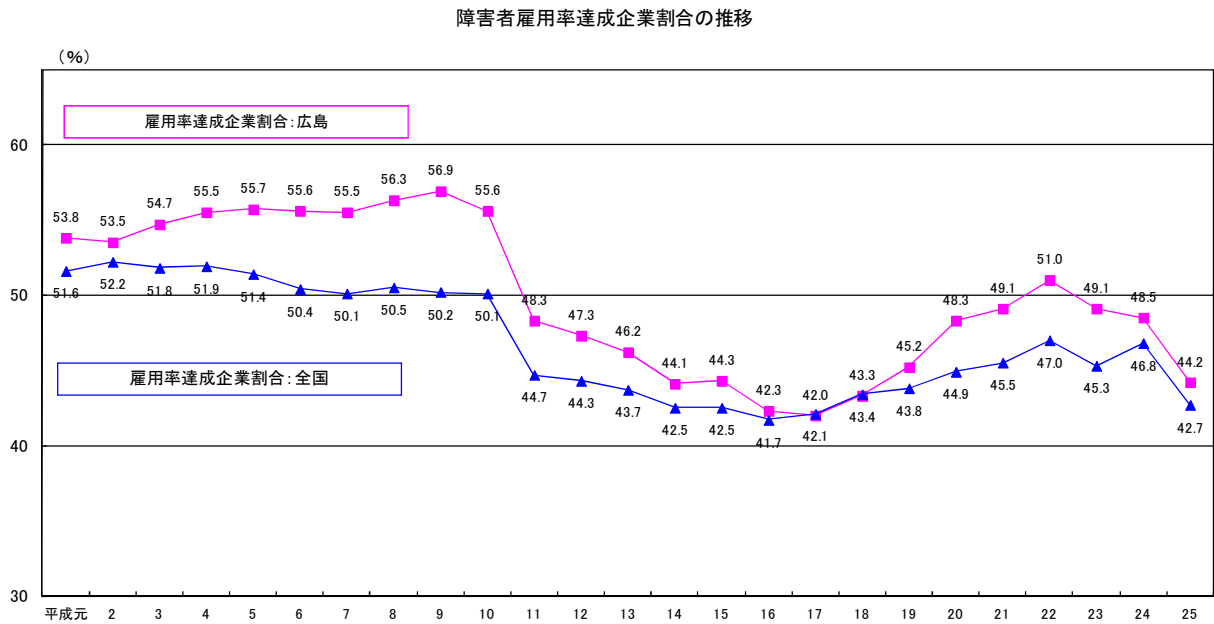
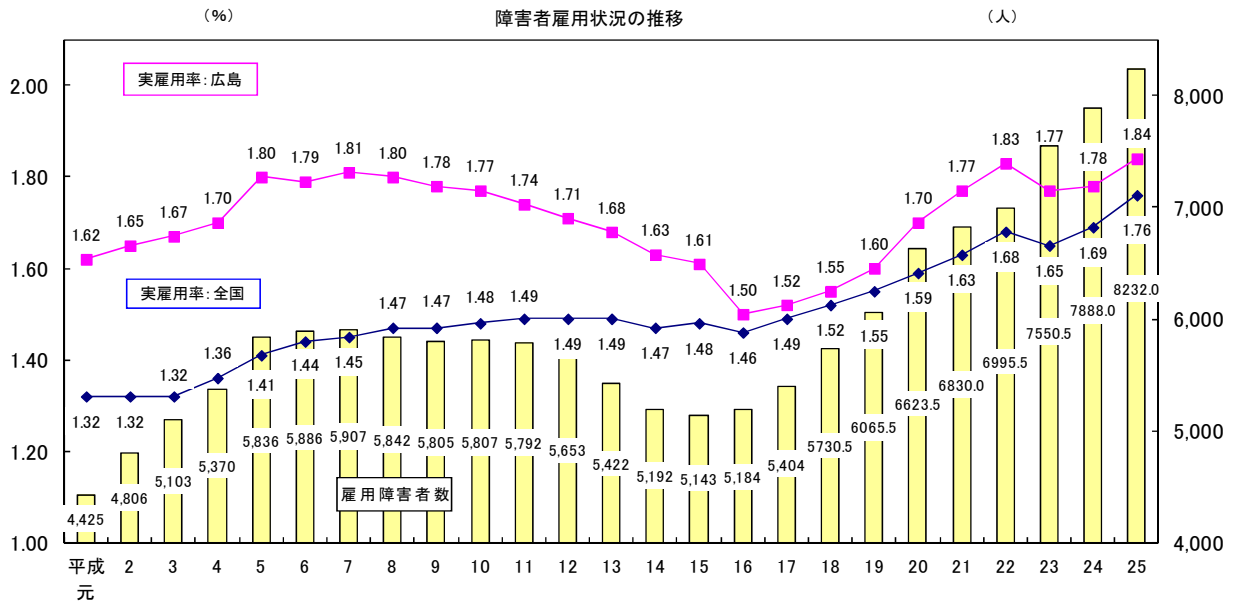
2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ( )内は、前年の数値である。

◎ 障害者雇用状況の推移



(注)

- 法定雇用率 (～H10) 1.6%、(H11～H24) 1.8%、(H25～) 2.0%
- 除外率 (H16) 一律に10%引き下げ(例: 30%→20%、10%→0%)  
(H23) 一律に10%引き下げ(例: 30%→20%、10%→0%)
- 障害者の範囲 (～H4) 身体障害者(重度身体はダブルカウント)、知的障害者  
(H5～) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカウント)、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者  
(H18～) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカウント)、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者は0.5カウント)  
(H23～) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカウント)、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |     |   |                     |
|---------------|-----|---|---------------------|
| ○ 民間企業        | ……… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 0% |
|               |     |   | (50人以上規模の企業)        |
|               |     |   | 特殊法人等 …………… 2. 3%   |
|               |     |   | {                   |
|               |     |   | 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 |
|               |     |   | 独立行政法人、国立大学法人等      |
|               |     |   | }                   |
| ○ 国、地方公共団体    | ……… |   | 2. 3%               |
|               |     |   | (43.5人以上規模の機関)      |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ……… |   | 2. 2%               |
|               |     |   | (45.5人以上規模の機関)      |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。